

栃木県立栃木農業高等学校同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は栃木県立栃木農業高等学校同窓会という。

(目 的)

第2条 本会は会員の親睦および母校と会員の関係を密にし、母校の隆盛を図ることを目的とする。

(所在地)

第3条 本会の事務局は栃木農業高等学校に置き、旧市町村・便宜の地に支部を置く。

(会 員)

第4条 本会は次の会員を以て組織とする。

- (1) 顧 問 現校長および本会に功労のあった者を総会に諮って推薦する。
- (2) 特別会員 栃木農業高等学校旧職員および現職員。
- (3) 通常会員 栃木県下都賀郡栃木農学校卒業生、栃木県立栃木農学校卒業生、併設中学卒業生、併設女子部卒業生、栃木農業高等学校卒業生、栃木県立栃木農業高等学校卒業生、農村家庭科別科卒業生、本校転退職者で入会を希望する者。

(役員およびその任期)

第5条 本会には次の役員を置き、任期を2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 5名 (教頭・事務長含む)
- (3) 監 事 3名

第6条 本会は評議員および幹事を置く。

- (1) 評 議 員 各支部長および各期卒業生代表
- (2) 幹 事 (栃木農業高等学校職員) 若干名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通り。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時にはこの代理をする。
- (3) 監事は会計を監査する。
- (4) 評議員は会長の諮問に応じ、会務を執行する。
- (5) 幹事は会長の支持を受け、会務を処理する。

(役員を選任および委嘱)

- 第8条 役員を選任および委嘱は次の方法によるものとする。
- (1) 会長、副会長、監事は通常会員より総会において選任する。
 - (2) 評議員は各支部長・各期卒業生代表より1名を会長が委嘱する。
 - (3) 幹事は会長が委嘱する。

(役員組織)

- 第9条 本会は顧問・会長・副会長・監事を以て本部役員とする。
- 第10条 支部には支部長（代表者）を置く。
(支部長は総会、その他の同窓会行事に支部代表として出席するものとする。)
- 第11条 役員会は本部役員および支部長を以て組織とする。

(総会)

- 第12条 本会は毎年7月末日までに総会を開き、次の事項を定める。
- (1) 予算決定 (2) 会務の報告
- 但し、会長が認めた時は臨時総会を開催することができる。

(会誌)

- 第13条 本会は、毎年1回以上「土」を発行するものとする。

(会員の住所移動)

- 第14条 会員は、住所移転その他移動あるときは、本会に通知するものとする。

(事業総則および事業)

- 第15条 本会の事項に係わる細則は役員会において定める。
- 第16条 本会の第2条の目的を達する必要と認められる事項は、役員会の決議を経て適宜これを行うものとする。

(会計)

- 第16条 本会の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末までとする。
- 第17条 本会の経費は会費、入会金、寄付金、その他の収入を以てこれに当てる。
- 第18条 会費は終身会費として7,000円を入会と同時に納入するものとする。
- 第19条 入会金は3000円とする。

(会則の修正)

- 第20条 本会の会則修正は役員会の諮問を経て総会に提出、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(付則)

- 第21条 本会則は平成13年5月1日より施行する。
- 付記 平成23年7月24日改定
平成30年7月29日改定